

Owners Protect

オーナーズプロテクト 申込書 兼 保証書



別紙「オーナーズプロテクト規定」の内容について同意します。

申込日

20

年

月

日

フリガナ		
契約者名 ※物件オーナー様 氏名		
フリガナ		
物件住所 ※対象物件の住所を ご記入ください	〒 -	
物件名		
対象戸数	戸 号室	※1棟管理の場合は、全戸数をご記入ください(号室は不要) ※区分管理の場合は、対象となる戸と号室をご記入ください。
契約者連絡先	自宅 () -	携帯 - -

オーナーズプロテクト 加入プラン

保証対象設備(8品目)	月額プラン 1,500 円
① エアコン	② 給湯器
③ 換気扇	④ レンジフード
⑤ 浴室暖房乾燥機	⑥ IH・ガスコンロ
⑦ 温水洗浄便座	⑧ インターホン

※ご入居様の持ち込み設備については対象外となります
※一部保証対象外となる機器もございます。詳細につきましては、規定をご確認ください

オーナーズプロジェクト 規定

住宅設備機器修理保証「オーナーズプロジェクト」(以下、「本保証」といいます。)は事業主体者である Approom (以下、「当社」といいます。)と当社の業務提携先の株式会社リロクリエイト(併せて「サービス提供者」といいます。)は本保証に加入いただくお客様(以下、「加入者」といいます。)に対して、保証書を発行した時点で本保証の加入手続きが完了し、お客様とサービス提供者の間で「オーナーズプロジェクト 規定」(以下、「本規定」といいます。)の内容に基づく契約が成立するものとします。本保証は保証書に記載された製品(以下、「対象製品」といいます。)について、本規定に定める本保証のサービスを提供します。

第1条 保証の範囲

1. 本保証は対象製品の製造メーカーの保証書に記載されている内容および取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書きに従って正常の使用環境にて使用したにもかかわらず、発生した故障・不具合で且つ、対象製品の製造メーカーの保証規定にて保証対象となる故障(以下、「自然故障」といいます。)を対象とします。
2. 本規定第8条で定める「適用除外」に該当する場合には本保証の対象外とします。また本保証による保証の提供範囲を利用し、通常想定し得る保証の回数及び範囲(当社またはサービス提供者が客観的な資料に基づき合理的な根拠に基づき算定するものとします)を著しく超えた申し出についても同様とします。
3. サービス提供者の判断により、修理を行わず既存品と同等の代替品に交換する場合があります。この場合、代替品のメーカー及び機種等の指定はできません。

第2条 保証の対象製品

本保証は、当社が管理契約している加入者の賃貸・分譲向け住宅物件に備え付けられている、以下の住宅設備機器(以下、「本製品」といいます。)が対象となります。

- ①エアコン ②給湯器 ③換気扇 ④コンロ ⑤温水洗浄便座 ⑥インターホン

※換気扇はレンジフード、浴室暖房乾燥機を含みます

※コンロはガス、IH、電気方式が対象となります

第3条 保証限度額

自然故障の場合には、対象製品の製造から20年未満の製品については、本保証の規定に準じて、保証上限金額を10万円とし、無償にて修理(交換部品含む)およびサービス提供者の判断により対象製品と同等の代替品の提供を行います。なお、製造から20年以降の対象製品については、出張費、調査費、修理費用および製品自体の交換費用について、加入者のご負担となります。

※自然故障の保証上限金額については消費税込みとなります

第4条 保証期間

- (1) 本保証の加入手続きを行った翌月10日より開始するものとし、開始より1年間を契約期間とし、次年度以降1年ごとの自動更新とします。
- (2) 製造メーカーのメーカー保証が付いている場合でも本保証の保証期間に変更はありません。

第5条 保証料金の支払方法

本保証の利用料金の支払方法は1ヵ月ごとの月額払いとなります。所定の期日までに次月分の利用料金を当社へお支払ください。

第6条 サービスの終了

次の各号に該当する場合には本保証は終了となります。

- (1) 本保証の保証書に記載の保証期間が満了した場合
- (2) 保証期間満了前に当社に連絡なく、本製品を第三者へ譲渡された場合
- (3) 第5条に定める保証料金のお支払いが期日を過ぎた場合
- (4) 当社とサービス提供者との本保証提供にかかる業務提携が終了した場合
- (5) 当社と加入者との管理契約(名称の如何を問わない)が終了した場合

第7条 免責

次の各号に該当する場合には当社又はサービス提供者は免責となります。

- (1) 加入手続き完了日付の属する月の翌月10日までの期間
- (2) 天災地変などの災害などにより、サービスの提供が困難であると当社又はサービス提供者が判断した場合
- (3) 入居者の善管注意義務違反に基づく不具合が発生した場合
- (4) 電気・ガス・水・設備等の供給元の責めに帰すべき事由がある場合や、建物の全壊等により使用及び収益をすることが出来なくなった場合

- (5) 前条各号に基づき本保証が終了した場合
- (6) その他、通常想定し得る保証の回数及び範囲(第1条2項において対象外となる範囲と同様とします)を超える場合、又は当社又はサービス提供者の故意・過失なく加入者に対して保証提供ができない場合

第8条 適用除外

1. 次の各号に該当する場合には本保証の適用除外とします。
 - (1) 本保証の保証書の提示が無い場合
 - (2) 加入者がサービス提供者以外のメーカーや業者等に直接修理依頼をされた場合
 - (3) 修理依頼を受けたサービス提供者が、故障・不具合を確認できなかった場合
 - (4) 修理依頼が本保証の有効期間経過後になされた場合
 - (5) 加入者又は第三者の故意又は過失による故障・不具合の場合
2. 次の各号に該当する場合についても前項と同様に適用除外とします。なお本条各号の該当性についてはサービス提供者にて判定するものとします。
 - (1) メーカー保証外である加工。改造に起因する故障・不具合の場合
 - (2) メーカー取扱説明書に記載される対象製品の使用者が行うべき調整
 - (3) 対象製品設置後の移設、落下等によって生じた故障・不具合の場合
 - (4) 火災、落雷、凍害、その他天災による故障・不具合の場合
 - (5) 異常環境(水質・水圧・電圧等)、水害、公害、塩害や指定外の使用電源、電圧、周波数に起因する故障・不具合の場合
 - (6) 乾電池、フィルター等の消耗品、又はメーカー指定消耗品の交換
 - (7) 経年変化、若しくは使用消耗により発生する変質、変色、褐色、へたり、その他類似の故障・不具合の場合
 - (8) 対象製品の機能及び使用の際に影響のない故障・不具合の場合
 - (9) メーカー・リコール後の該当部品及びリコール部位にかかる対象製品の故障・不具合の場合
 - (10) 動物・植物等の外部要因による故障・不具合の場合
 - (11) 戦争・外国の武力行使、革命、内乱に反する取付施工に起因する故障・不具合の場合
 - (12) 本製品の施工説明書や警告表示に反する取付施工に起因する故障・不具合の場合
 - (13) 日本国内において、メーカー修理が受けられない製品、一般に流通していない製品
 - (14) 対象機器の修理交換の際に必要な壁、床、天井または構成材等の取り壊しと修復に掛かる費用

第9条 間接損害の除外

次の各号に該当する損害については本保証の適用除外とします。

- (1) 対象製品の故障、不具合に起因して生じた身体障害(損害に起因する死亡を含みます)
- (2) 対象製品の故障、不具合に起因して他の財物(ソフトウェアを含みます)に生じた故障、損傷等の損害
- (3) 対象製品の故障、不具合に起因して本製品または他の財物・機器等が使用できなかったことによって生じた損害

第10条 解約・解除

1. 加入者は、当社に対して書面による通知をもって、本保証を解約することができます。また、対象製品が備え付けられている住宅物件を第三者に譲渡される場合(相続や贈与等による譲渡を含む)においては、第11条の規定に基づき、保証継承手続きをいたします。
2. 当社は、加入者が、下記に該当する場合には本保証を解除することができます。
 - (1) 暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
3. その他不正な行為や当社(事業協力者含む)の関係者の業務を妨害、支障を与える行為を行った場合に対し、当社が本保証のサービスの提供に相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

第11条 譲渡等による保証の継承

加入者が対象製品の備え付けられている住宅物件を第三者に譲渡される場合(相続や贈与等による譲渡を含む)は、事前に当社へ文書にてお申し出ください。当社では、住宅物件を譲り受けた方に対して確認の上、残存期間の保証継承手続きをいたします。

第12条 個人情報の使用

当社は、加入者よりご提供頂いた個人情報等について、個人情報保護法等の法令を遵守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって、保管、使用、処理の上、本保証を提供いたします。

また、本保証を提供するにあたり、本保証のサービス提供者及び事業協力者との間で下記の利用目的のため使用します。

1. 自然故障に対する修理業務(代替交換含む)に際してサービス提供者と修理業者を含む事業協力者による個人情報の共有が必要な場合
2. 本保証の運用リスクに対して、損害保険会社との保険契約の締結に関する諸手続きのために個人情報の提供が必要な場合

第13条 個人情報の取扱いについて

加入者の個人情報は、当社の定めるプライバシーポリシー等の規定に則り、お取扱いいたします。

第14条 規程の改定及び適用について

本規程は改定されることがあり、常に最新の改定日付のものが適用されるものとします。改訂内容については、加入者にとって著しく不合理かつ不利益なものを除き有効とし、当社またはサービス提供者から周知するものとします。

第15条 その他注意喚起

1. 加入者は本保証にお申込みをいただいた時点で本規定に同意いただいたものとします。
2. 本保証は緊急修理をお約束するものではありません。修理業者の状況によりお伺いさせていただきます。

<対象外となる機器>

- エアコン
 - ・壁や天井に埋め込むタイプのエアコン
 - ・配線や配管化粧カバー、室外機の架台、天吊り用金具等
- 給湯器
 - ・床暖房機能がついた給湯暖房熱源機
 - ・凍結による配管破損
- 換気扇(浴室乾燥機含む)
 - ・フィルター、又はメーカー指定の消耗品
 - ・電源スイッチの故障や不具合
 - ・本体に帰属しない配線やダクトの故障や不具合
- ガスコンロ・IHクッキングヒーター
 - ・乾電池等の消耗品
- 温水洗浄便座
 - ・便器本体のひび割れやトイレタンク内の故障や劣化
 - ・便器、及び給水管、止水栓からの水漏れ
- インターホン
 - ・オートロック連動型のインターホン
- その他
 - ・上記に準じてサービス提供者が指定したもの

【2021年12月17日 改訂】